

農作業標準賃金・機械作業料金

1 農作業標準賃金（令和8年度）

作業種目	契約種別	標準賃金（円）	備考
水田作業	1日	10,600	実労働時間 8時間
畑作業	1日	9,200	実労働時間 8時間
果樹収穫作業	1日	9,600	実労働時間 8時間

2 水田機械作業標準料金（令和8年度）

作業種目		契約種別	標準料金（円）	備考
耕起	トラクター	10a 請負	7,500	(1) 畑作の耕起作業も同額
代かき	トラクター	10a 請負	7,900	(1) 仕上げの料金 (2) ドライブハロー使用時の標準額 (3) ロータリーを使用の場合は上の耕起料金に準ずる。
畔塗り	トラクター	10a 請負	44	(1) 標準料金額は1m当りの料金であり、100mを基礎に算出
植付	田植機	10a 請負	10,100	(1) 稚苗植の額 (2) 苗費は含まない。
刈取脱穀	コンバイン	10a 請負	22,000	(1) 乾燥場までの粃運搬は含まず。
乾燥調製		60kg 当り	3,600	(1) 粃摺料金分を含む。
育苗		1箱当り	990	(1) 稚苗（硬化苗）の額

*乾燥調製、育苗を除く作業はオペレーター1人付料金

注 上記の標準賃金並びに標準作業料金については、「千葉県農業会議の開示資料」を香取市は準拠しております。

また、あくまでも、目安ですので、農地の条件、分散度、土質や機械の条件等、この枠内の賃金・料金によることが、困難な場合には、地域の慣行・実情を考慮のうえ、相対にて取り決めてください。